

⚠️ ご注意ください！

2024年12月2日から
現行の健康保険証は発行されなくなります。

マイナンバーカード をご利用ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



☆マイナンバーカード利用の流れ☆

- ① 受診される前に、院内に設置されている顔認証付きカードリーダーで情報を取り込む
- ② 受診するブロックの受付窓口でマイナンバーカードを取り込んだことを伝える

- ① 3番初・再診窓口
- ② 自動再来受付機
- ③ 救急センター受付
- ④ 2ブロック受付



🐰 どんないいことがあるの？

より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



カードリーダーのある医療機関等でマイナ保険証を利用したとき、初診料等が低くなる！
さらに、災害時にも利用可能！

自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



健康保険証としてずっと使える！

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

※公費（福祉医療受給券、指定難病受給者証など）をお持ちの方は、窓口での提示が必要になります。

詳しくは、お近くの窓口までお問い合わせください。